

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2026 年 8 月 10 日

ULS グループ株式会社

2026 年 8 月 10 日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 14 階
ULS グループ株式会社
代表取締役社長 横山 芳成

ULS グループ株式会社（以下「ULS グループ」といいます。）及び株式会社アークウェイ（以下「アークウェイ」といいます。）は、2026 年 7 月 29 日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、ULS グループを株式交換完全親会社、アークウェイを株式交換完全子会社、効力発生日を 2026 年 10 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 に記載のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

株式交換契約の締結

アークウェイは、ULS グループとの間で、2026 年 7 月 29 日に、本株式交換契約

を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）
 - ① 株式会社アークウェイとの株式交換契約の締結
ULS グループは、アークウェイとの間で、2026 年 7 月 29 日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。
 - ② ULS コンサルティング株式会社との株式交換契約の締結
ULS グループは、ULS コンサルティング株式会社との間で、2026 年 7 月 29 日に、株式交換契約を締結しました。当該株式交換契約の内容は、同日付「簡易株式交換による連結子会社 3 社の完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。
 - ③ ピースミール・テクノロジー株式会社との株式交換契約の締結
ULS グループは、ピースミール・テクノロジー株式会社との間で、2026 年 7 月 29 日に、株式交換契約を締結しました。当該株式交換契約の内容は、同日付「簡易株式交換による連結子会社 3 社の完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。
6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 (株式交換契約書)

株式交換契約書

U L S グループ株式会社 (以下「甲」という。) と株式会社アークウェイ (以下「乙」という。) とは、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本件株式交換」という。) を行うため、次のとおり契約 (以下「本契約」) を締結する。

第 1 条 (本件株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、本件株式交換を行う。

第 2 条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
(商号) U L S グループ株式会社
(住所) 東京都中央区晴海一丁目 8 番 1 0 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 1 4 階
- (2) 乙：株式交換完全子会社
(商号) 株式会社アークウェイ
(住所) 東京都中央区晴海一丁目 8 番 1 0 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 1 4 階

第 3 条 (株式交換に際して交付する株式等)

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主 (ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。) に対し、その保有する乙の普通株式の数に 6,439 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 6,439 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条 (甲の資本金及び準備金の額)

本件株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は、増加しないものとする。

第 5 条 (効力発生日)

本件株式交換の効力発生日 (以下「効力発生日」という。) は、2026 年 10 月 1 日とする。ただし、本件株式交換の手の続の進行状況に応じて必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができるものとする。

第 6 条 (株主総会決議)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本件株式交換につき、株主総会の承認を得ないものとする。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本件株式交換の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会の決議 (会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。) を得るものとする。

第7条（自己株式の処理等）

乙は、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

第9条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなったとき、又はその他本件株式交換の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、本件株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (2) 第6条第1項但書に該当する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (3) 効力発生日の前日までに、本件株式交換について法令上必要な関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条（準拠法・管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年 7 月 29 日

甲 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 14 階
U L S グループ株式会社
代表取締役社長 横山 芳成 印

乙 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 14 階
株式会社アークウェイ
代表取締役社長 漆原 茂 印

別紙 2（交換対価についての定め相当性に関する事項）

ULSグループは、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	ULS グループ (株式交換完全親会社)	アークウェイ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当 比率	1	6,439
本株式交換により交付す る株式数	ULS グループ普通株式：257,560 株（予定）	

（注 1）株式の割当比率

アークウェイ株式 1 株に対して、ULS グループの普通株式（以下「ULS グループ株式」といいます。）6,439 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において ULS グループが保有するアークウェイ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注 2）本株式交換により交付する ULS グループ株式の数

ULS グループは、本株式交換に際して、本株式交換により ULS グループがアークウェイの発行済株式（ただし、ULS グループが保有するアークウェイ株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるアークウェイの株主の皆様（ただし、ULS グループを除きます。）に対し、その保有するアークウェイ株式に代えて、その保有するアークウェイ株式の数の合計に 6,439 を乗じて得た株数の ULS グループ株式を交付いたします。

また、ULS グループが交付する株式は、ULS グループが保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して ULS グループが新たに株式を発行する予定はありません。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ULS グループの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなるアークウェイの株主の皆様については、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ULS グループに対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

（注 4）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の ULS グループ株式の交付を受けることとなるアークウェイの株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する ULS グループ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）算定に関する事項

ULS グループは、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、ULS グループ及びアークウェイから独立した第三者機関である、株式会社ブ

ルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を選定し、ブルータスに対して ULS グループの株式価値の計算及びアークウェイの株式価値の算定を依頼しました。ブルータスは、アークウェイについては非上場会社で市場株価が存在しないため、また、将来の事業活動の状況を反映するため DCF 法により算定を行いました。これにより算定されたアークウェイの普通株式の 1 株当たりの株式価値は、以下のとおりです。

算定方法	算定結果
DCF 法	3,669,946 円～5,654,640 円

なお、DCF 法による算定にあたって、アークウェイの大幅な増減益は前提としておりません。

また、ブルータスは、ULS グループが東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法（2026 年 7 月 28 日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日までの 1 カ月、3 カ月、及び 6 カ月における各期間の株価終値の単純平均による算定）を用いて計算いたしました。これにより計算された ULS グループの普通株式の 1 株当たりの株式価値は以下のとおりです。

評価方法	計算結果
市場株価法	524 円～570 円

以上の結果、ULS グループの普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合のアークウェイの株式交換比率を計算したものが、以下のとおりとなります。

評価方法		株式交換比率の評価結果
ULS グループ	アークウェイ	
市場株価法	DCF 法	6,439～10,795

ULS グループ及びアークウェイは、上記の株式交換比率の算定結果を参考に、ULS グループ及びアークウェイの当事者間で協議を行ったうえ、本株式交換に係る割当比率を上記「1 本株式交換に係る割当ての内容」のとおり決定しました。

（2）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

ULS グループ及びアークウェイは、ULS グループが既にアークウェイ株式 160 株（2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（200 株）に占める割合にて 80.00%）を保有し、アークウェイが ULS グループの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書等の取得

ULS グループは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期するため、ULS グループ及びアークウェイから独立した第三者算定機関であるブルータスを選定し、2026 年 7 月 17 日付で、アークウェイの株式価値算定書を、2026 年 7 月 28 日付で、ULS グループの株式価値・株式交換比率計算書を取得いたしました。

株式価値算定書及び株式価値計算書の概要は上記（１）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、ULS グループは、追加的手続きとして、プルータスから本株式交換比率が ULS グループの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を入手しております。本フェアネス・オピニオンは、プルータスにおける本株式交換比率算定のエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続きを経て発行されております。

② アークウェイにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

アークウェイの取締役４名のうち、ULS グループの代表取締役を兼ねる代表取締役漆原茂氏及び ULS グループの取締役を兼ねる取締役高橋敬一氏は、2026 年 7 月 29 日開催のアークウェイの取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加せず、漆原茂氏及び高橋敬一氏を除く 2 名の取締役（森屋英治氏、小林佐江氏）において審議の上、その全員一致により決議しております。

3. 交換対価として ULS グループ株式を選択した理由

ULS グループ及びアークウェイは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である ULS グループの普通株式を選択しました。ULS グループの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、アークウェイの株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

4. ULS グループの資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により、ULS グループの資本金及び準備金の額は、増加しません。かかる取扱いは、法令及び ULS グループの資本政策に鑑み、相当であると考えております。

事業報告

1. 会社の状況に関する重要な事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の金融・通商政策動向やイラン情勢等様々なリスク要因はあるものの、好調な企業業績と良好な雇用環境、賃上げの持続により、2025 年 12 月に日本銀行が 30 年ぶりに政策金利を 0.75%に引き上げるなどデフレからの脱却を果たし、概ね回復基調で推移しました。

このような環境のなか、当社は、引き続きバリューチェーンを活用したビジネス起点で企業のシステム構成を最適化するアプローチを強化するとともに、ソフトウェアアーキテクチャ・プラットフォーム構築ニーズに迅速に対応するための技術動向調査及び各ソリューションへの AI 活用に向けた検証・設計にかかる研究開発活動を推進しました。

※バリューチェーン・・・ビジネスを顧客価値視点で定義する手法。当社ではこの定義内容をシステム構成検討の際の最大単位として用いる他、システム構築による顧客のビジネス価値向上検討に必要となるビジネスケイパビリティ抽出にも利用。

以上の結果、当事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高	276,158 千円（前事業年度比 11.1%減）
営業利益	40,659 千円（前事業年度比 54.1%減）
経常利益	41,226 千円（前事業年度比 53.6%減）
当期純利益	27,808 千円（前事業年度比 49.5%減）

当事業年度において、特筆すべき事項は以下のとおりです。

(a) 売上高

売上高は前事業年度比 34,337 千円減少（11.1%減）の 276,158 千円となりました。西部ガス情報システム㈱等からの受注拡大はあったものの、㈱北國銀行及び㈱デジタルバリュー案件が収束したことに加え、新規案件獲得のリードタイムが長期化したため売上高は減少しました。

(b) 営業利益、経常利益及び当期純利益

営業利益は前事業年度比 47,947 千円減少（54.1%減）の 40,659 千円、経常利益は前事業年度比 47,700 千円減少（53.6%減）の 41,226 千円、当期純利益は前事業年度比 27,241 千円減少（49.5%減）の 27,808 千円となりました。主に前述の売上高の減少により、営業利益、経常利益及び当期純利益がそれぞれ減少しました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資総額は 882 千円であります。主なものは以下のとおりであります。

パソコン及びその周辺機器の取得 882 千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 21 期 2023 年 3 月期	第 22 期 2024 年 3 月期	第 23 期 2025 年 3 月期	第 24 期 (当事業年度) 2026 年 3 月期
売上高 (千円)	265,510	325,169	310,495	276,158
当期純利益 (△損失) (千円)	43,745	74,026	55,049	27,808
1 株当たりの当期純利 益 (△損失) (円)	218,727.96	370,133.48	275,247.74	139,040.66
総資産 (千円)	460,982	574,371	578,918	604,324
純資産 (千円)	417,000	491,027	546,076	573,884
1 株当たりの純資産額 (円)	2,085,001.61	2,455,135.09	2,730,382.83	2,869,423.48

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は U L S グループ株式会社で、同社は当社の株式 160 株 (議決権比率 80%) を直接保有しております。

当社は同社との間で、オフィスの賃借及び経理、法務、給与計算、採用、労務、総務、I T 等の管理業務並びに投資業務の委託のための契約を締結しております。

また、当社は同社より取締役 2 名、監査役 1 名の派遣を受けており、取締役 1 名は当社の代表取締役社長です。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Archway Factory Company, Limited.	2,266.6Million VND	100.0%	プログラム開発及びコンサルティング

③企業結合の経過及び成果

当社は、会社法第 444 条第 3 項に該当しないため、連結計算書類は作成しておりません。

④その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

- ① バリューストリームの活用訴求をより強化し、パイプラインの拡充とサービスの高付加価値化を目指す
- ② ソフトウェアアーキテクチャ・プラットフォーム構築ニーズに迅速に対応するための技術動向調査及び各ソリューションへの AI 活用に向けた検証・設計にかかる研究開発活動を継続し、案件化を目指す

(5) 主要な事業内容（2026 年 3 月 31 日現在）

アーキテクチャコンサルティング業務

(6) 主要な営業所及び工場（2026 年 3 月 31 日現在）

本 社	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 14 階
-----	---

(7) 使用人の状況（2026 年 3 月 31 日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8 名	0 名	43.3 歳	9.8 年

(8) 主要な借入先の状況（2026 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社の U L S グループ株式会社の定める法令遵守（コンプライアンス）体制に関する憲章及び関連諸規程に従い、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	589,955	流 動 負 債	30,439
現金及び預金	538,039	未払金	19,541
売掛金及び契約資産	45,688	未払費用	3,397
前払費用	3,745	未払法人税等	35
未収還付法人税等	2,369	賞与引当金	3,081
その他	112	その他	4,384
固 定 資 産	14,368		
有形固定資産	1,026	負 債 合 計	30,439
工具、器具及び備品	5,289	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△4,263	株 主 資 本	573,884
無形固定資産	779	資本金	10,000
商標権	779	利益剰余金	563,884
投資その他の資産	12,562	その他利益剰余金	563,884
関係会社株式	11,032	繰越利益剰余金	563,884
繰延税金資産	1,529		
		純 資 産 合 計	573,884
資 産 合 計	604,324	負債純資産合計	604,324

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		276,158
売 上 原 価		149,191
売 上 総 利 益		126,966
販売費及び一般管理費		86,306
営 業 利 益		40,659
営 業 外 収 益		
受取利息	1,001	
その他	0	1,001
営 業 外 費 用		
その他		434
経 常 利 益		41,226
税引前当期純利益		41,226
法人税、住民税及び事業税	11,925	
法人税等調整額	1,492	13,418
当 期 純 利 益		27,808

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
2025 年 4 月 1 日 当期首残高	10, 000	536, 076	536, 076	546, 076	546, 076
事業年度中の変動額					
当期純利益		27, 808	27, 808	27, 808	27, 808
事業年度中の変動額 合計		27, 808	27, 808	27, 808	27, 808
2026 年 3 月 31 日 当期末残高	10, 000	563, 884	563, 884	573, 884	573, 884

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。なお、外貨建子会社株式は取得原価を取得時の為替相場により換算しております。

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）、その他の無形固定資産については、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

営業債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計算した額を、貸倒懸念債権などの債権については個別に回収可能性を勘案し計算した回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、貸倒懸念債権等に該当する営業債権等はなく、また、一般営業債権等に適用される貸倒実績率がゼロであるため、貸倒引当金は計上しておりません。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③品質保証引当金

契約不適合担保期間において、契約に従い顧客に対して無償で役務提供を実施する場合があります。このような売上計上後の追加原価に備えるため、個別プロジェクト毎に追加原価の発生可能性を勘案し計算した見積額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、対象となる案件がなかったため、品質保証引当金は計上しておりません。

④受注損失引当金

受注したプロジェクトの損失に備えるため、手持ち受注プロジェクトのうち当事業年度末で将来の特定の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるプロジェクトについて、次期以降に発生が見込まれる損失を計上しております。

なお、当事業年度末においては、対象となる案件がなかったため、受注損失引当金は計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コンサルティング事業

主に顧客企業の競争優位性を支える戦略的 IT 投資領域におけるコンサルティング及び受託開発サービスを提供しており、これらを「コンサルティング事業」と定義しております。

履行義務を充足する通常の時点は、コンサルティング事業におけるサービスは、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるものであることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引価格の算定は顧客との契約に明示された対価を基礎としており、考慮すべき重要な変動対価、金融要素、現金以外の対価などは存在しません。また、顧客との契約における履行義務は、概ね 1 契約 1 履行義務となっております。

当該サービスは、顧客との契約（プロジェクト）にアサインされたコンサルタントの稼働により履行義務が充足されるという性質より、その発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断いたしました。進捗度の測定は、契約毎に、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務

決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	200	－	－	200

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

6. その他の注記

該当事項はありません。

監 査 報 告

私は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 24 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 5 月 13 日

株式会社アークウェイ

監査役： 犬伏 靖 ㊞